

組合相談コーナー 理事会開催にあたっての留意点について

組合運営において理事会は業務執行の意思決定機関です。理事会開催にあたり、ご留意いただきたい事項について紹介します。なお、組合運営等についてご不明な点がございましたら、本会までお気軽にご相談ください。

理事会の性格と権限

理事会は、理事によって構成される必要合議機関(中小企業等協同組合法(以下、法)第36条の5)であり、定款の定めをもってしても、これを廃止することはできません。

また、理事会は、一定の手続きを経て適法に成立した場合にのみ存在するものであり、常置機関ではありません。

理事会は組合の業務の遂行を決定する権限を有しますが、決定した事項の遂行は、理事会において選任された代表理事が行います。理事は理事会の構成員となっており、主として理事会の議決を通じてのみ理事としての職務を遂行することになります。理事会の審議事項は、法または定款で定めるもののほか、総会の議決した事項の個々具体的な業務遂行に関する一切の事項です。

理事会の開催

理事会は、理事長が必要と認めた場合に開催するのが一般的ですが、定期的に行っている組合もあります。開催頻度について標準的なものではありませんが、組合事業の状況を理事が十分認識でき、組合業務の意思決定を行なうに際して間違いのないように情報の伝達が行なえる回数が目安になるかと思われます。

したがって、協業組合のように経済活動を活発に行なう組合では、比較的多く開催する必要がでてくるものと思われます。

理事会の議案

理事会の議決事項として考えられるものには、法または定款で定めるものを含めて次のようなものがあります。

- ① 代表理事の選任
- ② 組合員の加入の承認(協業組合は総会付議事項)
- ③ 持分譲渡の承認(②と同じ)
- ④ 出資口数減少の承認
- ⑤ 持分払戻の停止
- ⑥ 理事の自己契約の承認
- ⑦ 参事、会計主任の選任と解任
- ⑧ 総会(総代会)の招集の決定
- ⑨ 総会(総代会)提出議案の決定
- ⑩ 総会(総代会)において決定した事業の執行および執行細目の決定
- ⑪ 顧問、相談役等の委嘱

理事会は、業務執行の意思決定機関ですが、ここで決定すべき事項と代表理事が業務遂行権の一部として意思決定する事項との範囲については、明確な定めがありません。このことについて争いとなる恐れがあるような場合には、具体的に代表理事の専決事項の範囲を明確にしておく必要があります。

理事会の議長・議事・議決

理事会の議長は、定款の定めにより通常は代表理事があたります。

議長は、総会の議長と異なり議決に参加することができますが、可否同数の場合には議長に決定権はなく、否決となります。理事会は、理事の過半数が出席し、あらかじめ提出された議案に対し、各理事がその賛否を表明し、その議決権の過半数をもって決します。

なお、定足数を満たしているか否かは、各議案について議決するときの状況で判断することになります。理事は定款の定めにより、書面によって理事会の議決に加わることができますが、この場合は、あらかじめ各理事に議案とその検討に必要な資料および書面議決書を添付して通知しておく必要があります。

また、あらかじめ議案を通知した場合において、通知した事項以外の事項を緊急議決ができるかどうかについては、理事の全員が出席していなければ議決できないとする考え方が有力なので注意を要します。また、例えば理事と組合との契約を承認する理事会における当事者のような、組合の特別利害関係人となった理事の議決権は、その議案については議決に加わることができませんので、これも注意を要します。